

## 鈴鹿医療科学大学大学院薬学研究科学位(博士)の論文審査および最終試験に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、大学院学則(以下「学則」という)および大学院学位規程(以下「規程」という。)に基づき、本学薬学研究科の学位(博士)の審査に関する必要な事項を定める。

### (資格審査の申請)

第2条 規程第3条により資格審査を申請する者は、薬学研究科委員会に申請書を提出する。

- 2 3月末修了見込みの在學生は、原則前年の8月末日を申請期限とする。休日の場合は次の平日とする。
- 3 削除
- 4 資格審査の申請には、主論文1編1部とその要旨および副論文1編以上各1部を提出する。

### (資格審査および学位審査委員の推薦)

第3条 前条において申請されたものについて、薬学研究科委員会は速やかに資格審査を行う。

- (1) 在学期間等および修了に必要な単位の修得あるいはその見込みを確認する。
  - (2) 提出された主論文1編は筆頭著者であり、査読のある学術雑誌に掲載又は掲載受理されたものであること、および副論文1編以上(筆頭著者でなくてもよい)が査読のある学術雑誌に掲載又は掲載受理されたものであることを確認する。
- 2 薬学研究科委員会は、資格審査結果を直ちに申請者に通知する。

### (学位審査の申請)

第4条 資格審査で学位申請が許可された場合、3月末修了見込みの在學生は12月20日までに、学位審査のために必要な所定の書類を薬学研究科委員会へ提出する。

### (学位審査委員会)

第5条 薬学研究科委員会は、主査1名および副査4名の審査委員から成る学位審査委員会を設置する。

### (学位審査)

第6条 学位の審査期間は、3月末修了見込みの在學生の場合、1月中旬以降2月末までとする。

- 2 学位審査委員会は、審査の一部として公開発表会を開催するものとし、論文発表会の開催日程等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、学内および関係者

等に掲示または書面をもって開催を公示する。発表の司会は原則として薬学研究科教務委員長が務める。

- 3 学位審査委員会は、規程第5条により最終試験を行う。すなわち論文内容および論文発表会の結果等を踏まえた業績および語学(英語)学力の審査を行う。
- 4 学位審査委員会主査は、最終試験の結果について所定用紙に従って事前に事務局へ提出し、薬学研究科委員会にて報告する。
- 5 薬学研究科委員会は、学位審査委員会主査の報告に基づき学位認定を投票により行い、学位授与を決定する。議決は規程第6条第3項による。
- 6 研究科長は、薬学研究科委員会の決定を直ちに学長に報告し、直近の大学協議会で承認を得るものとする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、薬学研究科委員会で審議し、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年3月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月19日に改正し、平成28年9月28日に施行する。

附 則

この内規は、令和元年11月19日に改正し、施行する。

附 則

この内規は、令和2年1月28日に改正し、施行する。